

## 第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

### 1 感染症患者の入院医療機関の選定及び移送体制の確保に関する考え方

知事等が入院を勧告又は措置をした患者の医療機関への移送は、知事等が行う業務とされているが、その体制の確保に当たっては、一類感染症、二類感染症及び新興感染症の発生並びにまん延時に積極的疫学調査等を担う保健所のみでは対応が困難な場合において、県等における役割分担や、消防機関との連携、民間事業者等への業務委託、DMA T<sup>44</sup>の活用等により、入院を勧告した患者の入院先及び転院先の医療機関の選定体制並びに移送体制を確保する。

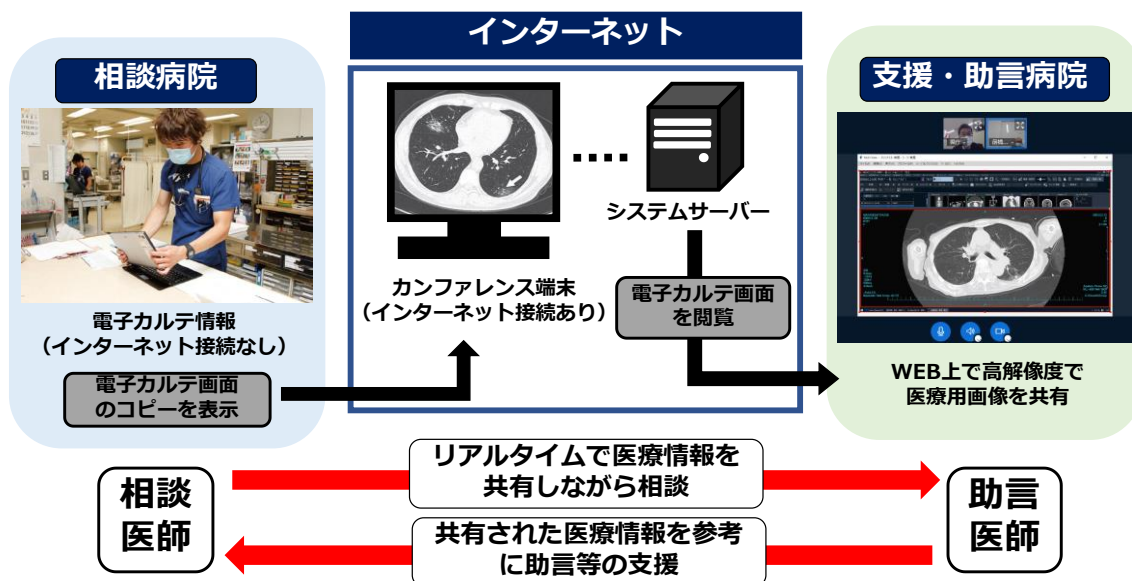
また、県は、当該感染症の感染拡大局面において、特定の医療機関への負担の集中や、通常医療のひっ迫が生じる場合には、県内医療のひっ迫状況や患者の実態等を総合的に考慮し、入院調整や医療機関間での入院決定に係る支援等を行う。

併せて、地域の関係者間でリアルタイムに医療機関における受入可能病床情報の共有を行うWEBシステムや、医療機関間で患者の診療及び検査の情報等を遠隔で共有するWEBカンファレンスシステムを流行初期段階から活用するとともに、医療調整本部と各医療機関とのコミュニケーションを円滑にする仕組みづくりを検討するなど、デジタル技術を積極的に活用することで、関係者間の事務負担の省力化及び正確な情報を迅速に共有できる体制の構築を図り、円滑な患者の入院及び転院を調整する。

---

<sup>44</sup> Disaster Medical Assistance Teamの略。災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームのこと。

【図15 WEBカンファレンスシステムイメージ】



## 2 県等における移送等のための体制の確保の方策

- (1) 感染症の患者の移送について、平時から県内関係機関と連携し、役割分担、人員体制を整備する。  
また、ECMO<sup>45</sup>管理を必要とする重症患者の移送に当たっては、ECMOカーを配備する基幹災害拠点病院<sup>46</sup>や関係機関と調整し、円滑な移送体制を確保する。
- (2) 県連携協議会等を通じ、消防機関と連携し、感染症の患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保について、夜間・休日も含め地域の救急搬送体制の確保の観点にも十分留意して役割分担を協議する。  
また、特定地域において、地域の搬送能力を超えて、移送対象となる患者が急増した場合に備え、地域間の応援体制を確保する。
- (3) 県等は、一類感染症、二類感染症及び新興感染症の発生に備え、移送に必要な車両を確保するとともに、あらかじめ民間救急事業者等との役割分担の検討を行い、当該感染症の発生時における移送のひっ迫を防止する。また、高齢者施設等に入所しており配慮を必要とする方の移送については高齢者施設等の関係団体等とも連携し、移送の際の留意事項を含めて協議する。

<sup>45</sup> Extra Corporeal Membrane Oxygenationの略。人工肺とポンプを用いた体外循環回路による治療のこと。

<sup>46</sup> 災害拠点病院は、大規模災害において発災初期より被災地内での迅速な医療活動の拠点となる病院。基幹災害拠点病院は、各医療圏に対応する地域災害拠点病院の中心となる。

- (4) 県は、県域を越えた広域での移送が必要な緊急時における対応方法について、隣県と事前に調整するなどして、柔軟に対応できるよう準備する。
- (5) 県は、一類感染症、二類感染症若しくは新興感染症の患者等の発生に備え、平時から、関係者を含めた移送訓練や演習等を、原則として、毎年実施する。
- (6) 県は、一類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の発生に備え、患者の移送及び検体の搬送時における群馬県警察との協力体制について、訓練等を通じて確認する。

### 3 関係機関及び関係団体との連携

- (1) 法第21条（法第26条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）又は法第47条の規定による移送を行うに当たり、保健所等は消防機関と協議するなどして、第十一-3-(3)の入院調整体制の構築等により、円滑な移送が行われるよう努める。また、平時から消防機関に対して医療機関の受入体制の情報を共有する枠組みの更なる活用を図る。
- (2) 消防機関が搬送した傷病者が法第12条第1項第1号等に規定する患者等であると医療機関が判断した場合には、医療機関等から消防機関に対して、当該感染症等に関し適切に情報等を提供する。

#### 連携協議会委員等からの意見・要望

- ・入院病床ひっ迫時における重篤な陽性者の入院調整についての議論が必要。
- ・入院調整本部に対する各医療機関からの正確な情報、またできるだけ調整本部の指示を受け入れる体制づくりが必要。
- ・県がDMA Tを統括しているが、しっかりと運用してほしい。
- ・高齢者施設等が医療機関の医師と連携を取る中で、施設からもどこの医療機関が空いているかがわかるようなデジタル技術を活用したネットワークがあるとよい。（第15に関連）
- ・感染症発生時には、県警との連携は重要。
- ・救急要請の可否や医療機関受診の相談窓口について、夜間・休日についても平日の昼間と同様に対応できる体制が必要。